

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 副事務総長の職務権限規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）
定款第 2 2 条第 2 項の規定に基づき、副事務総長の所掌業務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担 当	所 掌 事 務
前田泰宏副事務総長	監査室、総務局、機運醸成局、企画局、ICT局及び運営事業局の事務に関すること。
竹内廣行副事務総長	運営事業局及び整備局の事務に関すること。
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。

※運営事業局は共同所掌事務とする。

ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

(細則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。